

厚生労働大臣の定める揭示事項

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

【概要】

施設名	医療法人左右会 宮古島リハビリ温泉病院
所在地	沖縄県宮古島市平良字東仲宗根添 1898 番地 7
開設者	医療法人左右会 理事長 橋口 渡
管理者	院長 板倉 進

【標榜時間】

診療時間	月曜日～金曜日	午前 09 時 00 分～午後 12 時 00 分 午後 14 時 00 分～午後 17 時 00 分
	土曜日	午前 09 時 00 分～午後 12 時 00 分
受付時間	月曜日～金曜日	午前 08 時 30 分～午前 11 時 30 分 午後 13 時 30 分～午後 16 時 30 分
	土曜日	午前 08 時 30 分～午前 11 時 30 分
休診日	土曜午後、日曜、祝日、年末年始(12/30(PM)～1/3)	

診療に従事する医師については別記のとおりです(待合ホールへ掲示しておりますのでご参照ください)

・入院基本料について

当院は、療養病棟入院基本料を届出しております。療養病棟の場合、入院患者 20 人に対して 1 人以上の看護職員と入院患者 20 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しております。(看護職員 1 人当たりの受け持ち数につきましては各病棟に明細を掲示しておりますのでご参照ください)

・入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理対策、褥瘡対策及び栄養管理対策について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに対する診療計画を策定

し、7日以内に文章によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理対策、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

・身体的拘束最小化について

当院は、患者様の尊厳と安全を守るため、原則として身体的拘束を行わない方針のもと、身体的拘束の最小化に取り組んでおります。

・入院時食事療養及び入院時生活療養について

当院では、入院時食事療養(1)を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

((食)第145号)管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

・九州厚生局への届出に関する事項について

基本診療料の施設基準に係る届出

◆療養病棟入院基本料1	(療養入院)	第102号	令和05年01月01日
◆療養病棟療養環境加算1	(療養1)	第50号	令和04年10月01日
◆入院時食事療養(1)	(食)	第272号	令和04年05月01日
◆継続的に賃上げに係る取組を	(入減免)	第99号	令和08年06月01日

実施している保険医療機関の基準

特掲診療料の施設基準に係る届出

◆運動器リハビリテーション(I)	(運I)	第163号	令和08年04月01日
初期加算：有			

◆脳血管リハビリテーション(II)	(脳II)	第172号	令和08年04月01日
初期加算：有			

◆集団コミュニケーション療法料	(集コ)	第25号	令和06月06日01日
-----------------	------	------	-------------

◆外来・在宅ベースアップ評価料	(外在ベI注)	第541号	令和08年06月01日
-----------------	---------	-------	-------------

◆入院ベースアップ評価料30	(入ベ30)	第9号	令和08年06月01日
----------------	--------	-----	-------------

◆CT撮影及びMRI撮影	(C・M)	第298号	令和04年05月01日
--------------	-------	-------	-------------

16列以上64列未満のマルチスライスCT

◆人工腎臓	(人工腎臓)	第83号	令和04年05月01日
-------	--------	------	-------------

慢性維持透析を行った場合1

◆透析液水質確保加算及び 慢性維持透析ろ過加算	(透析水)	第 87 号	令和 04 年 05 月 01 日
◆がん性疼痛緩和指導管理料	(がん疼)	第 105 号	令和 06 年 12 月 01 日
◆診療録管理体制加算 2	(診療録 2)	第 105 号	令和 08 年 04 月 01 日
◆データ提出加算 1・3	(データ提)	第 95 号	令和 08 年 06 月 01 日
◆口腔管理連携加算	(口腔菅)	第 16 号	令和 08 年 10 月 01 日

・保険外負担に関する事項

保険外自費負担一覧

当院では、療養の給付と直接関係ないサービス等として認められているものについて、
 各々の負担額を定めております。使用量又は使用回数に応じた実費をご負担願います。

区分	単位	金額
一般診断書	1 通につき	2,200 円
資格に係る診断書	1 通につき	3,300 円
生命保険に係る診断書	1 通につき	5,500 円
死亡診断書	1 通につき	7,700 円
領収書再発行	1 枚につき	1,100 円
エンゼルケアセット	1 回につき	15,000 円
エンゼルケア	1 回につき	5,500 円
インフルエンザワクチン(一般)	1 回につき	3,850 円
インフルエンザワクチン(65 歳以上)	1 回につき	2,990 円
肺炎球菌ワクチン	1 回につき	2,600 円
人工透析 外来食	1 食につき	200 円

(税込み)

※インフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンをご希望の方は、
 市役所より発行された予診票をご記入の上、ご持参ください。

※インフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンは年度により料金変動があります。
料金等は事務所の方までお問い合わせください。

令和8年10月現在

・明細書の発行状況に関する事項

当院では医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から領収書の発行の際に、
個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

公費負担医療の受給者で医療費の自己負担ない方についても、明細書を無料で発行しております。

明細書には使用した薬剤の名称や行われは検査の名称が記載されるものですので、その点の御理解いただき、ご家族の方が、代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

・入院時食事療養費および入院時生活療養費

当院では、入院時食事療養(1)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時かつ適温で提供しています。

入院時食事提供

入院したときに 1 食の食事にかかる費用のうち一部を食事療養標準負担額（1 食単位、1 日 3 回まで）として被保険者の人に自己負担していただきます。

65 歳未満の方		標準負担額(1 食当たり)
一般の方(下記以外)		550 円
指定難病患者		330 円
低所得者 (住民税非課税)	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	270 円
	過去 1 年間の入院期間が 90 日超	220 円

入院時生活療養費

療養病床に入院する 65 歳以上の被保険者の人は、介護保険との負担均衡を図るため、所得に応じて食費(食材料費+調理コスト相当)と居住費(光熱水費相当)の一部を生活療養標準負担額として自己負担していただきます。

療養病床に入院する 65 歳以上の患者			標準負担額	
			食費(1 食)	居住費(1 日)
一般	一般の患者 ※下記該当なし		550 円	430 円
	指定難病患者		330 円	0 円
低所得者 II	低所得 II ※下記該当なし		270 円	430 円
	重篤な病状または集中的治療を要する患者	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	270 円	430 円
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	220 円	
	指定難病患者	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	270 円	0 円
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	220 円	
低所得者 I	低所得者 I ※下記該当なし		160 円	430 円
	重篤な病状または集中的治療を要する患者		130 円	430 円
	指定難病患者		130 円	0 円